

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議する。

記

1 改正内容

(1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」に基づき、特別支援学校を設置するため、別表（第 2 条関係）中、5 特別支援学校の項に次のとおり名称及び位置を定める。

名 称	位 置
東京都立八王子南特別支援学校	八王子市鎌水二丁目 8 8 番地 1

(2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」に基づき、特別支援学校を設置することに伴い、別表（第 3 条関係）中、3 特別支援学校の項に次のとおり名称、障害種別、課程及び学科を定める。

名 称	障 害 種 別	課 程	学 科
東京都立八王子南特別支援学校	知的障害	高等部	普通科 職能開発科

2 都議会に付議する時期（条例関係）

令和 5 年第 3 回東京都議会定例会

3 施行期日

- (1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例は、公布の日から施行する。
 (2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則は、公布の日から施行する。

4 その他

- (1) 学校概要は別紙のとおり。
 (2) 本案決定後、条例については知事に立案を依頼する。
 (3) 本案決定後、規則についての公報掲載を知事に依頼する。

東京都立八王子南特別支援学校の概要

東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画(以下、「推進計画」という。)に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、知的障害教育部門高等部を設置する学校として東京都立八王子南特別支援学校を新設する。

1 学校規模等

知的障害教育部門 高等部 普通科 27学級
職能開発科 6学級 ※

2 開校予定年月日

令和6年4月1日

3 設置場所

東京都八王子市鎌水二丁目 88 番地 1

4 目指す学校

推進計画の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」の実現のため、次のような学校を目指していく。

- (1) 教職員の知的障害教育に関する専門性を高め、生徒の力を伸ばし、自立と社会参加を実現する学校
- (2) 普通科と職能開発科併設による重層的なキャリア教育・職業教育の推進と就労支援・進路指導を充実する学校
- (3) 地域の高等教育機関や企業等との連携を図り、芸術教育・ものづくり教育を充実する学校


5 教育課程

普通科は、生徒一人一人の実態に応じた将来の自立と社会参加を目指し、基礎学力やコミュニケーションの力、望ましい勤労観の育成など、自立と社会参加のために必要な内容を学習する。

職能開発科は、生徒全員の企業就労を目指し、流通事務・サービスや食品販売など「職業に関する専門教科」を学習する。

6 施設計画

- (1) 敷地面積 14,718.29 m²
- (2) 建物概要 校舎棟 他 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て
延べ床面積 約 13,785 m²

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工事等 スケジュール	工事着工			供用開始 4月開校

※ 1学級当たりの生徒数は、高等部普通科は8名、職能開発科は10名となっている。

第四十八号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について
東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案について、次のように知事に依頼する。

令和五年六月二十二日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中

同 東久留米特別支援学校
東久留米市野火止二丁目一番十一号

を

同 東久留米特別支援学校
東久留米市野火止二丁目一番十一号
同 八王子南特別支援学校
八王子市鑑水二丁目八十八番地一

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別支援教育の推進を図るため、東京都立八王子南特別支援学校を設置する必要がある。

改正案		現行	
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係） 一から四まで（現行のとおり）</p>			
<p>五 特別支援学校</p>			
<p>名 称</p> <p>東京都立文京盲学校から同八王子西特別支援学校まで</p> <p>同 東久留米特別支援学校</p> <p>同 八王子南特別支援学校</p> <p>同久我山青光学園から同武蔵台学園まで</p>	<p>位 置</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>東久留米市野火止二丁目一番十一号</p> <p>八王子市鐘水二丁目八十八番地一</p> <p>（現行のとおり）</p>	<p>名 称</p> <p>東京都立文京盲学校から同八王子西特別支援学校まで</p> <p>同 東久留米特別支援学校</p> <p>同久我山青光学園から同武蔵台学園まで</p>	<p>位 置</p> <p>（略）</p> <p>東久留米市野火止二丁目一番十一号</p> <p>（略）</p>

第四十九号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和五年六月二十二日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同 学校	東久留米特別支援 知的障害	同 学校	東久留米特別支援 知的障害
同 学校	高等部	同 学校	高等部
同 学校	普通科、 職能開	同 学校	普通科、 職能開
に		を	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

└

（提案理由）

東京都立八王子南特別支援学校の設置に伴い、名称、障害種別、課程及び学科を設定する規定を整備する必要がある。

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）
別表（第三条関係）

第一条から第四条まで（略）
別表（第三条関係）

一及び二（現行のとおり）

一及び二（略）

三 特別支援学校

三 特別支援学校

名 称	障害種別	課程	学 科
東京都立文京盲学校から同八王子西特別支援学校まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
同 東久留米特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、職能開発科
同 八王子南特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、職能開発科
同久我山青光学園から同武蔵台学園まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

名 称	障害種別	課程	学 科
東京都立文京盲学校から同八王子西特別支援学校まで	（略）	（略）	（略）
同 東久留米特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、職能開発科
同 八王子南特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、職能開発科
同久我山青光学園から同武蔵台学園まで	（略）	（略）	（略）